

## 「地域への貢献度等に係る評価点」の一部改正について

平成 26 年 9 月 5 日

長野市財政部契約課

事後審査型一般競争入札に係る「地域への貢献度等に係る評価点」について、次のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

### 1 対象工事 ※これまでと変更ありません。

「地域への貢献度等に係る評価点」を入札参加資格要件の対象とする工事は、事後審査型一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 土木一式工事 等級格付要件を A 等級、B 等級又は C 等級とする場合
- (2) 建築一式工事 等級格付要件を A 等級とする場合
- (3) 電気工事 等級格付要件を A 等級とする場合
- (4) 管工事 等級格付要件を A 等級とする場合
- (5) ほ装工事 等級格付要件を A 等級又は B 等級とする場合
- (6) 水道施設工事 等級格付要件を A 等級とする場合

ただし、次の工事については、評価点を入札参加資格要件の対象としません。

- ア 工事場所が芋井、小田切、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条地区の工事
- イ 総合評価落札方式に付する工事

### 2 入札参加資格の要件とする点数 ※これまでと変更ありません。

入札参加資格の要件とする点数は、次のとおりです。

- (1) 等級格付の要件を土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事又は水道施設工事の A 等級のみとする場合 50 点以上
- (2) 上記以外の場合 45 点以上

### 3 評価項目・配点の見直し

次のとおり、評価項目及び配点の一部を見直します。（全体の評価項目・配点は、「地域への貢献度等に係る評価点算定基準」をご覧ください。）

#### (1) 環境対策

「ながのエコ・サークル」の認定等を受けている企業を評価していますが、配点のみを変更します。

改正前	改正後
ながのエコ・サークル（ゴールド・ランク） 認定事業者 5 点	ながのエコ・サークル（ゴールド・ランク） 認定事業者 <b>3 点</b>

ISO14001の認証取得事業者	4点	ISO14001の認証取得事業者	<u>2.5点</u>
エコアクション21の認証取得事業者	3点	エコアクション21の認証取得事業者	<u>2点</u>
ながのエコ・サークル（シルバー・ランク） 認定事業者	2点	ながのエコ・サークル（シルバー・ランク） 認定事業者	<u>1.5点</u>
ながのエコ・サークル（ブロンズ・ランク） 認定事業者	1点	ながのエコ・サークル（ブロンズ・ランク） 認定事業者	<u>0.5点</u>

※ いずれかを選択するものとし、最大3点とします。

※ これまでどおり、認定証又は登録証（附属書とも）の写しを添付してください。

## (2) 労働福祉

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等に取り組んでいる企業を、新たに評価の対象とするものです。

改正前	改正後
—	<u>次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び届出をしている者</u> <u>2点</u>

※ 労働局に提出した「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（所轄労働局の受付印が押印されたもので、公告日において計画期間中のもの）を添付してください。

※ 計画の内容及び策定・届出については、厚生労働省ホームページ

（[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/jigyou\\_ryouritsu/ryouritu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/ryouritu.html)）をご覧ください。か、長野労働局雇用均等室（電話026-227-0125）へお問い合わせください。

**※ 労働福祉については、これまでも評価項目としていた「障害者雇用：2点」、「労働環境として経営事項審査の労働福祉の状況：2点」及び新たに評価項目とする「次世代育成支援の取り組み：2点」の3項目で、最大4点とします。**

## (3) 社会貢献

ア 災害協定の締結、災害時の応急活動実績

長野市と「災害時等業務委託契約」を締結している等の企業を評価していますが、これに加え、新たに契約に基づく「災害時等の応急活動実績」がある企業を評価の対象とします。

改正前	改正後
長野市と「災害時等業務委託契約」を締結している事業者又は「災害時における協力に関する協定等」を締結している協会の会員 2点	長野市と「災害時等業務委託契約」を締結している事業者又は「災害時における協力に関する協定等」を締結している協会の会員 2点

—	<b>長野市と「災害時等業務委託契約」を締結している事業者のうち、公告日から過去2年以内に災害時等応急活動実績のある者 3点</b>
---	--

※ いずれかを選択するものとし、最大3点とします。

※ 災害時等の応急活動実績とは、「災害時等業務委託契約」に基づいて長野市が発注した業務のうち、次のものとしします。

例 崩落土除去、倒木処理、仮設土のう設置 シート養生 等

ただし、雨量規制区間のゲート開閉や看板設置撤去作業 等の軽微なものは除きます。

※ 事前に「災害時等応急活動実績の申出（確認）書」に必要事項を記載の上、業務を発注した各担当課（所）の確認を受けた上で、その写しを添付してください。（公告日から過去2年以内の実績であれば、1業務につき1回の確認手続きで、2件以上の入札案件に適用できます。）

なお、10月1日以降に発注する業務については、「応急活動」と記載した業務依頼書を送付することとしますので、その写しを添付してください。

※ 業務の内容及び確認の手続き等については、業務を発注した各担当課（所）へお問合わせください。確認の手続きについては、10月1日以降に受付します。

#### イ 除雪契約等

長野市と「道路除雪業務委託契約」等を締結している企業を評価していますが、配点のみを変更します。

改正前	改正後
自社保有機械（リースを含む）で行っている事業者 <div style="text-align: right;">2点</div>	自社保有機械（リースを含む）で行っている事業者 <div style="text-align: right;"><b>3点</b></div>
市からの貸与機械のみ又は融雪剤散布のみの事業者 <div style="text-align: right;">1点</div>	市からの貸与機械のみ又は融雪剤散布のみの事業者 <div style="text-align: right;"><b>2点</b></div>
豪雪時における道路除雪業務委託契約締結事業者 <div style="text-align: right;">0.5点</div>	豪雪時における道路除雪業務委託契約締結事業者 <div style="text-align: right;"><b>1点</b></div>

※ いずれかを選択するものとし、最大3点とします。

### 3 実施時期

平成26年10月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用します。

### 4 その他

これと同時に「工事成績評定に係る評価点」は、平成21年度から平成25年度まで（又は平成25年度から平成26年度の公告日の前月まで）に竣工した工事成績評定点の平均点を換算した点数となりますので、ご注意ください。